

令和6年度 議員派遣報告書

令和6年12月24日

小樽市議会議長

派遣議員代表 平戸 理史

下記のとおり、議員派遣を実施したので、小樽市議会議員派遣要綱第11条に基づき、報告します。

派遣先	① 広島県尾道市 ② 広島県廿日市市
期間	令和6年10月23日（水）～ 令和6年10月25日（金） （3日間）
派遣議員氏名 ・人数	前田清貴、中村岩雄、白濱聡、小池二郎、平戸理史 （計5名）
議員派遣の 目的・結果等 の概要	①本市と人口規模の近い尾道市の新市役所（令和元年使用開始）を見学 させていただき、災害への備えや議論の経過などを学ぶことができた。 ②宮島の重要伝統的建造物群保存地区を見学させていただき、住民との 協力体制の構築についてや補助金を活用した修繕例について学ぶことが できた。 ※視察内容等については別紙のとおり
備考	

注)1. 資料がある場合は添付すること。

2. 議員派遣の目的・結果等の概要は、別紙による記載も認める。

## 議員派遣報告書 みらい小樽市議会議員会

視察先：尾道市、廿日市市

### ① 尾道新市役所庁舎について

10月24日（木）9：00～11：30

#### 選定の理由

本市が今後市役所新庁舎建設に向けて、議論を進めていくために本市と類似点の多い尾道市を視察先として選定した。尾道市は山と海に囲まれ市内中心部に十分な広さの土地の確保が難しい点や人口が同規模（尾道市人口約13万人）である。令和2年に新庁舎での業務を開始しており、防災の拠点としてや市内を一望できる展望スペース・カフェを併設するなどして市民が集える空間を目指すといった整備方針で建設された。供用から4年が経ち、市民の利用のしやすさや職員の働く環境の変化がどのような影響を及ぼしたのか、また実際に建設を進める際のさまざまな着意についても調査、研究したいと思い選定した。

#### 視察内容

会議室でのレクチャー（約1時間30分）、添付資料あり

新庁舎内見学（約1時間）

視察を終えて

新市役所整備を担当していた当時の総務課長から新庁舎の概要、設計のコンセプト、議論の過程についてのレクチャーを受けた。旧庁舎のあった場所の隣に新庁舎を整備することになった背景や海沿いに立地する弊害（津波や塩害など）とその対策についてを学んだ。展望デッキの必要性については議論の余地があるように感じたものの、1階にほとんどの市民サービスがまとまった事による利用しやすさの向上と各課の仕切りがなくなったことで異なる課同士のコミュニケーションが容易になったことなど、旧庁舎での課題が解決された様子を伺い知れた。一方で新庁舎建設には反対の意見も多くあり、市民への説明の機会を多く設けたり、旧庁舎を耐震補強し継続使用する案や移転建て替え案などを比較検討し、市民から一定の理解を得たとのことであった。議会での議決を得ることももちろんだが、市民に親しみを持って利用してもらうために、市民の理解をどう得ていくかという点も非常に重要な観点であると感じた。新庁舎の運用では、駐車台数が増えたことや駐車料金を民間と同程度に設定したことで駐車料金収入が予想以上であり、結果として市役所のランニングコストが抑えられているという点も非常に参考になった。

主な質問項目

- ・市民説明会などの開催状況について

→説明資料 P15

・特別委員会の設置状況はどうだったのか？

→説明資料 P16~17

・議会での議決スケジュールについて

→説明資料 P16~17

・整備事業費の財源確保策について（どのような起債をしたか）

→説明資料 P14

・展望デッキの開放状況と夜間の警備について

→展望デッキは 8：30～21：00 まで開放しており、市役所閉庁後も利用が可能になっている。観光客はもちろんのこと市民にも利用されている状況。閉庁後も開放しており、正面玄関からエレベータ及び階段が利用可能であり、シャッターを用いて利用者が入れないエリアを区画分けしていることに加え警備員を一名配置して対応している。

## ② 重要伝統的建造物群保存地区について

10月25日（金）9：00～11：30

### 選定の理由

文化庁の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている廿日市市宮島町では、年間400万人以上の観光客が訪れる宮島の魅力をさらに高めていこうと、民間と協力しながら街づくり・街並みの保存に取り組む姿を調査・研究したいと考えた。本市でも歴史的建造物を指定し保存活用を進めているが、今後の保存・更なる活用に向けて取りうる方策の一つとして先行事例を学ぶ

### 視察内容

会議室でのレクチャー（約1時間）

島内の補修事例見学（約1時間30分）

### 視察を終えて

宮島が発展してきた歴史背景から、街並みの変遷など宮島観光がどのように形作られてきたのかを学んだ。その上でほとんどの観光客が歩く表通りと主に民家が並ぶ裏通りがあり、重伝建は裏通りを対象としており、観光従事者以外の方が住む通りを観光の魅力向上のために保存・補修をしていく難しさ、地域が一体となって観光産業に取り組む重要性を感じた。今

回保存・活用の対象となる建物はほぼ全てが民間所有の建物であり、かつ一度外観リフォームで失われた建設当時の姿を所有者の負担・責任において復活する必要があるために重伝建の指定による補助金や行政からの説得などさまざまな努力で街並みが少しずつ整ってきている状況であった。

### 主な質問事項

・重伝建選定に向けた動きは行政からの働きかけなのか、民間からの働きかけで始まったのか、選定を目指した経緯を教えてください

→民間からの提案で始まりましたが、選定に向けて行政が中心となって進めていった

・選定されるまでのスケジュール

→選定に向けた調査や条例の制定、都市計画の決定など選定まで約16年がかかった。その間担当者の変更などあったが、住民との連携、理解を大切にしながら進めていった。

(主な経緯)

平成17年11月 宮島町伝統的建造物群保存対策調査委員会設置

平成19年3月 廿日市市厳島伝統的建造物群保存対策調査報告書完成

平成27年9月 廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例制定

令和元年5月 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区 都市計画決定

令和3年8月 重要伝統的建造物群保存地区選定告示

・選定前後での、修理の割合や件数の変化と観光面でどういった影響があったのか

→修理件数について、令和元年から毎年2~5件程度修理事業を行なっている。

→観光面ではまだ大きな成果となっていないが少しずつ街並みが整ってきている。また住民が観光を作っているという意識の変化が出てきたことが一つの成果である。今後も修復を続けていき街並みを整え、宮島観光の魅力の一つとして認知されるようにしていきたい。

# 尾道市新本庁舎建設に係る検討経過

I	尾道市新本庁舎の概要	
1	尾道らしさを持つ庁舎	1
2	市民参加、市民交流を促進する庁舎	2
3	安心して利用しやすい庁舎	3
4	安全・安心な庁舎	6
II	尾道市本庁舎の建替えを決めた理由と経過	
1	尾道市本庁舎耐震診断結果	7
2	尾道市庁舎整備検討委員会	8
3	検討委員会での議論の概要	
(1)	耐震改修について	9
(2)	建替えについて	10
(3)	建替えの場合の建設地について	11
(4)	検討員会 答申	12
III	尾道市新本庁舎整備事業の経過	13
IV	尾道市新本庁舎の事業費の推移	14
1	事業費の推移	
2	新本庁舎整備に係る財源	
V	基本構想・基本設計での市民の意見の反映	15
VI	議会での検討経過	16

# I 尾道市新本庁舎の概要

## 1 尾道らしさを持つ庁舎

旧庁舎が持っていた尾道水道に広がる水平線を意識しながら、海側へせり出した構造と客船をイメージさせる全体の印象としています。

また、しまなみ海道の橋梁を思わせる鉄骨躯体「しまなみトラス」により強固な構造にするとともに、外周バルコニーは地元の産業である造船の技術を活用した美しい曲線加工された鉄板で覆うことで、海辺に建設される全国でも珍しい庁舎に、尾道らしい特徴を加えています。



(旧庁舎解体前の状況：左が旧庁舎)



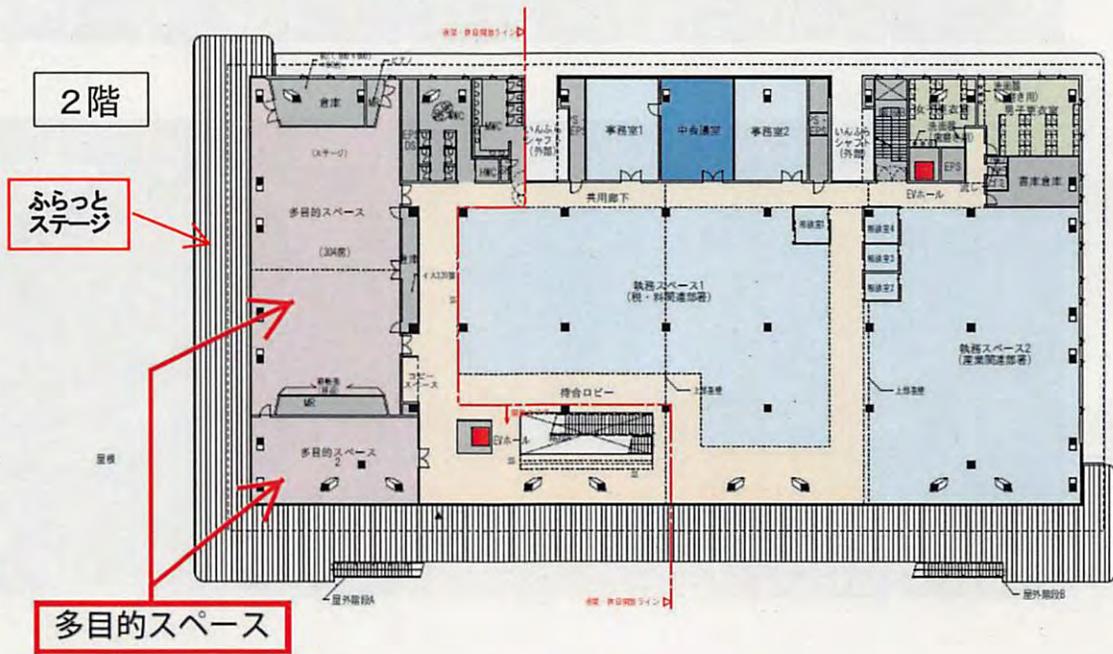
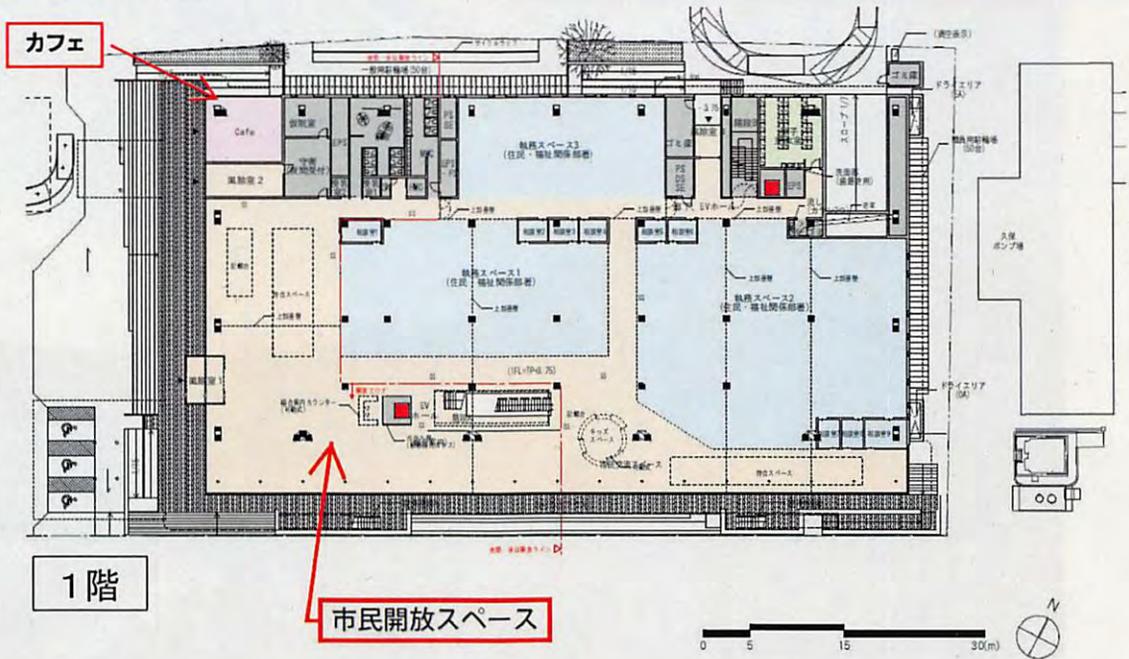
## 2 市民参加、市民交流を促進する庁舎

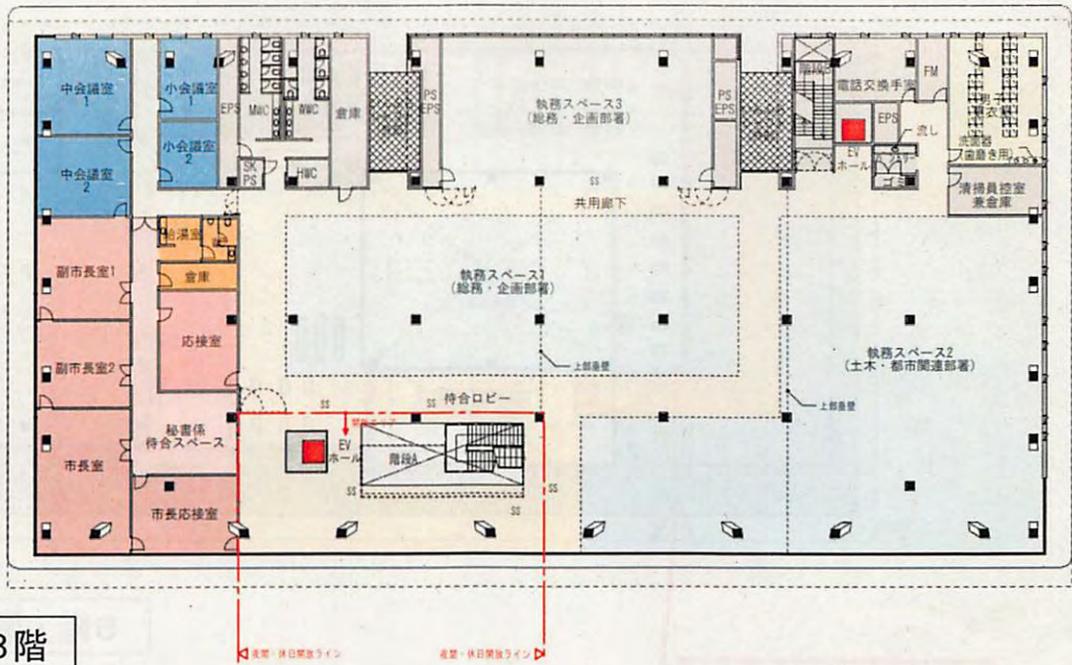
2階の300人収容の多目的スペースと約600㎡のふらっとステージをはじめ、1階のカフェ、護岸のデッキスペース、市内が一望できる屋上の展望広場など、市民が集い、憩える空間を効果的に配置するとともに、天井高を十分に確保し、気持ちいい空間づくりを行っています。



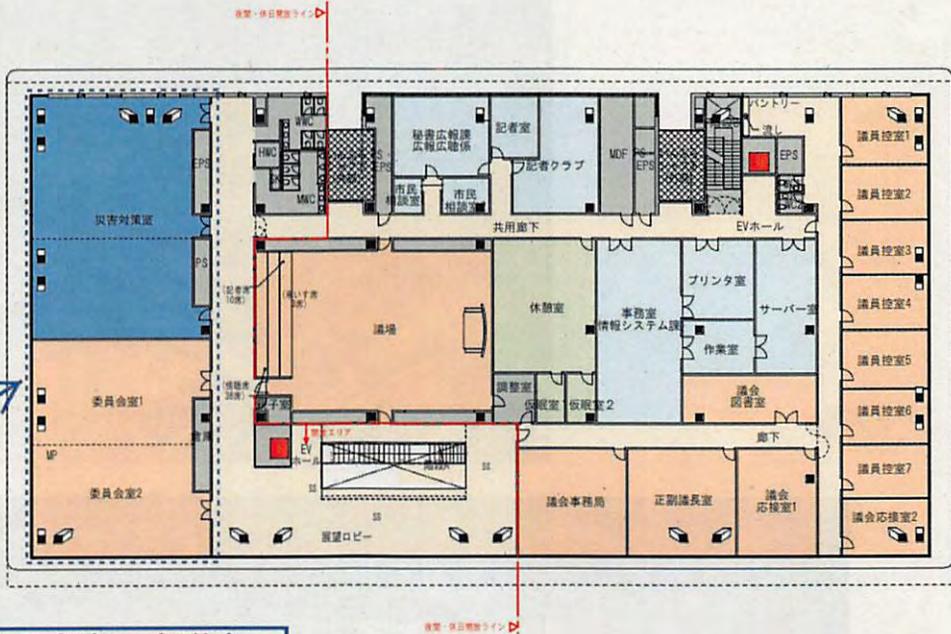
### 3 安心して利用しやすい庁舎

敷地を最大限活用することで各階の面積を約2,600㎡以上確保し、市役所に来られた方が、なるべく1フロアで用件が終えられる配置計画としています。

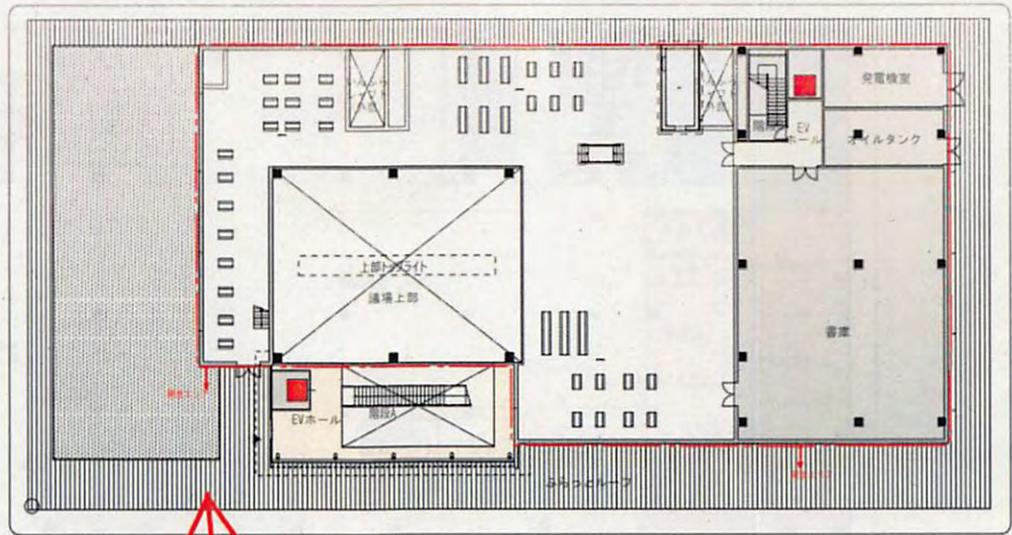




4階

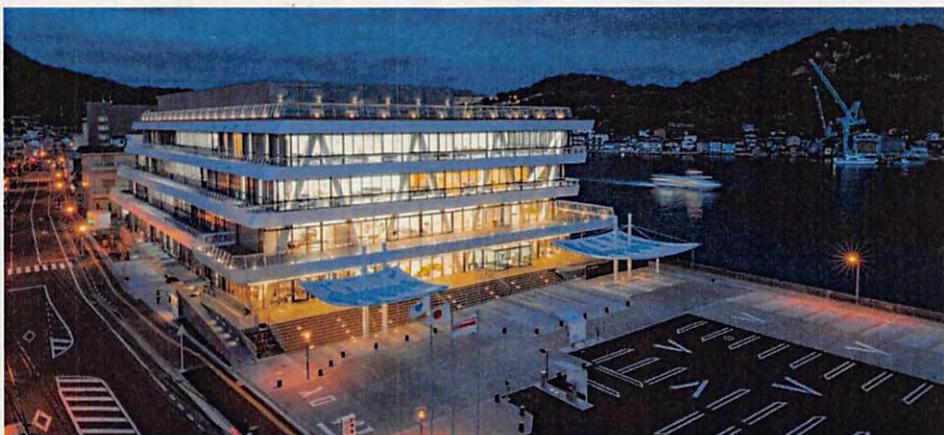


平常時は委員会室・会議室、  
市民開放も可能な空間  
非常時は災害対策の拠点に  
なるエリア



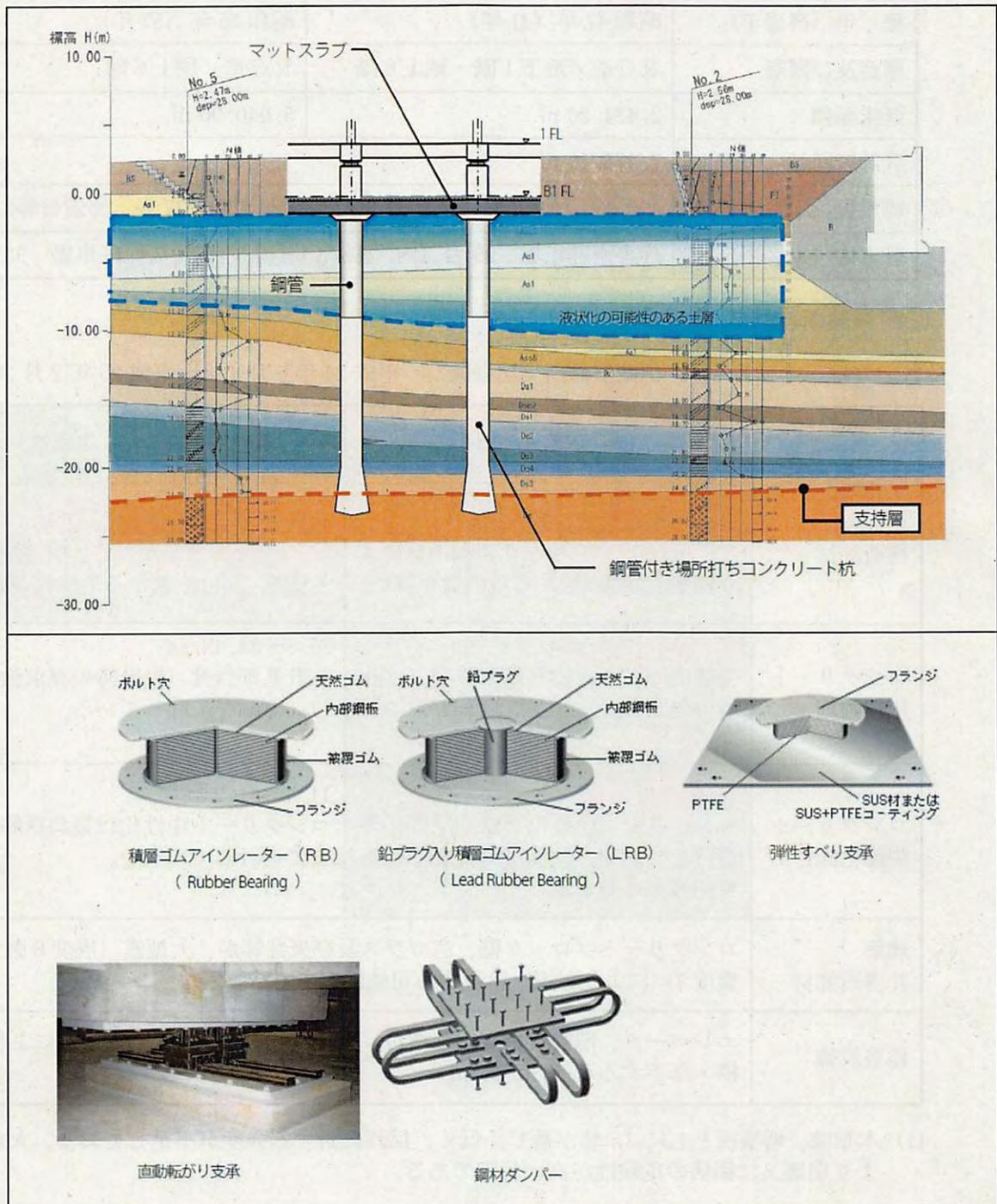
市民開放スペース

5階・屋上階



#### 4 安全・安心な庁舎

コンクリート杭を支持層まで打ち、強固な基礎を築くとともに、免震装置を設置することで地震の揺れに強い建物構造としました。大地震時でも安心して建物内に避難することができます。



## II 尾道市本庁舎の建替えを決めた理由と経過

### 1 尾道市庁舎耐震診断結果

#### ① 本庁舎の概要

(平成 25 年 5 月 30 日現在)

	増築棟	本館棟
築年(経過年)	昭和 47 年 (41 年)	昭和 35 年 (53 年)
構造及び階層	R C 造/地下 1 階・地上 6 階	R C 造/地上 6 階
延床面積	2,434.20 m <sup>2</sup>	5,040.90 m <sup>2</sup>
合計床面積	7,475.10 m <sup>2</sup>	
職員数 ※本庁舎のみ	490 人 (他 市長、副市長 2 人、市議会議員 32 人、警備員等)	
駐車場 (来客用)	庁舎南駐車場 99 台 (内、障がい者用 3 台)、久保駐車場 93 台	

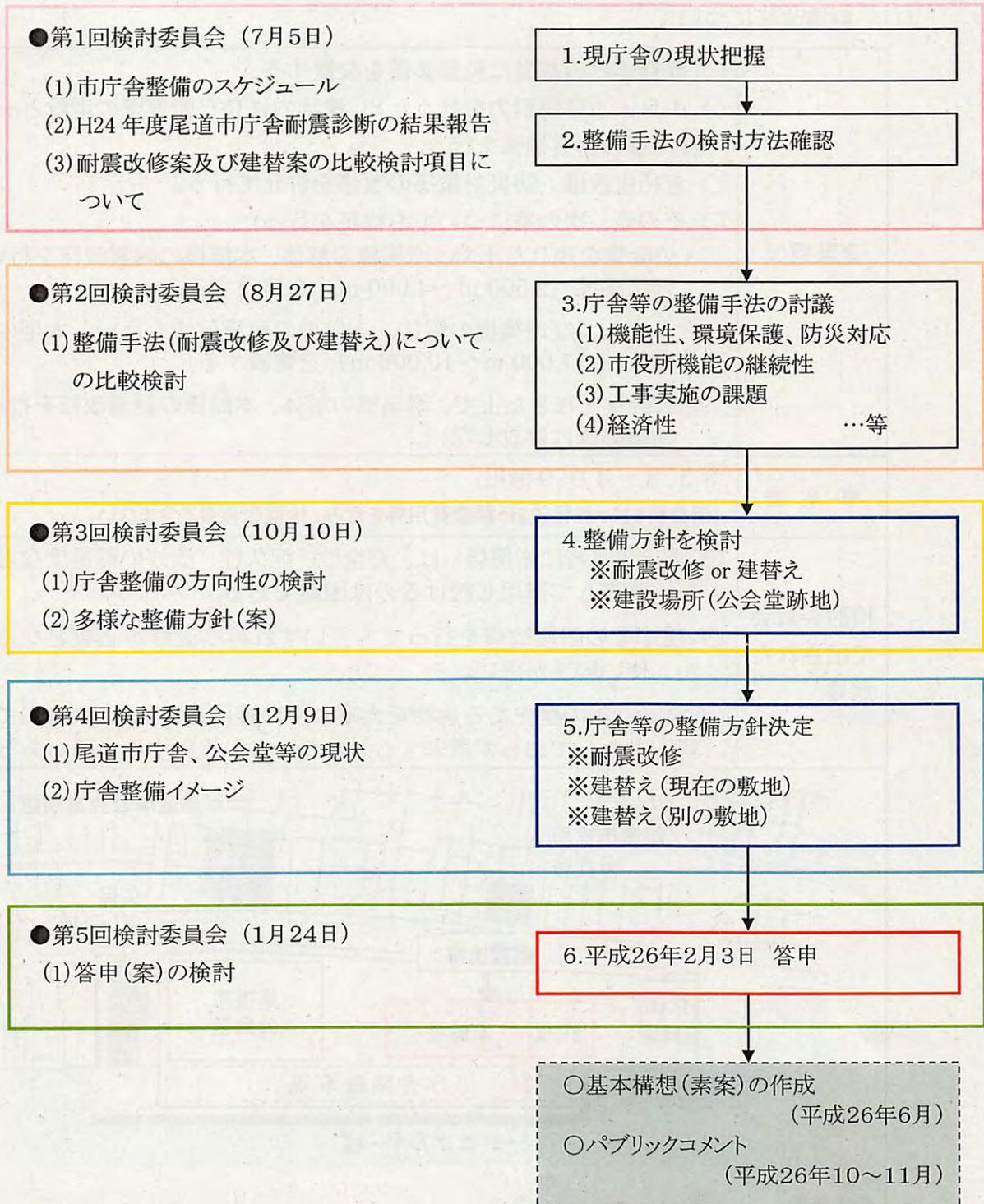
#### ②耐震診断結果

(耐震診断実施期間 平成 24 年 6 月 4 日～平成 25 年 2 月 28 日)

	増築棟 (昭和 47 年建築)	本館棟 (昭和 35 年建築)
構造部材	必要とする耐震性能 <u>Is 値 0.6 に対し、0.16 程度</u> しかなく、大地震により倒壊、又は崩壊する危険性が高い。	必要とする耐震性能 <u>Is 値 0.6 に対し、0.24 程度</u> しかなく、大地震により倒壊、又は崩壊する危険性が高い。
コンクリート 圧縮強度	<u>10.0～14.9 N/mm<sup>2</sup></u> 低強度であり、設計基準強度 (設計時の要求強度) 20.6N/mm <sup>2</sup> を大幅に下回る。	25.8～34.4N/mm <sup>2</sup> 設計基準強度 (設計時の要求強度) 17.6N/mm <sup>2</sup> を上回っている。
コンクリート 中性化深さ	<u>16.5～82.2 mm</u> コンクリート中性化が鉄筋位置まで進行しており、鉄筋が腐食している可能性がある。	11.4～31.2 mm コンクリート中性化は概ね鉄筋位置まで進行していない。
建築 非構造部材	コンクリートブロック壁、窓ガラス及び天井等が、大地震 (震度 6 強から震度 7) により破損・落下する可能性がある。	
建築設備	エレベータ、照明及び高架水槽が、大地震 (震度 6 強から震度 7) により破損・落下する可能性がある。	

- (1) 本館棟、増築棟ともに Is 値が著しく低く、揺れに対する強度が不足しており、大地震により崩壊又は倒壊の危険性が高い状況である。
- (2) 増築棟は、コンクリートの強度が極端に低く、また、中性化も進行しており、鉄筋が腐食している可能性がある。このため、補強の効果に疑問が残り、撤去又は改築を視野に入れた総合的な検討が必要との評定を、耐震判定委員会から受けている。

## 2 尾道市庁舎整備検討委員会（H25. 7. 5～H26. 1. 24 計 5 回開催）



### 3 検討委員会での議論の概要

#### (1) 耐震改修について

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存建物の基礎に免震装置を設置する。</li> <li>○ 不足する建物耐力を補うため、建物内にRC耐震壁の増設と一部柱・壁の耐震補強を行う。</li> <li>○ 老朽化設備、防災対策等の改修を併せて行う。</li> <li>○ その他、次の案についても検証を行った。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公会堂を残した上で、増築棟の解体、本館棟の耐震改修を行い、新增築棟（2,500㎡～4,000㎡）を建設する。</li> <li>・ 公会堂及び増築棟の解体、本館棟の耐震改修を行い、大型の新增築棟（7,000㎡～10,000㎡）を建設する。</li> <li>・ 公会堂を残した上で、増築棟の解体、本館棟の耐震改修を行い、新增築棟は建設しない。</li> </ul> </li> </ul>
事業費	33.3～40.9億円 （消費税5%、各種設計・調査費用等を含み、地盤改良費を含まない。）
検討委員会 で出された 意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現庁舎（特に増築棟）は、安全性、耐久性、改修の難易度などから、改修して運用し続けるのは困難である。</li> <li>○ 現庁舎の耐震改修を行っても、いずれ再び改修が必要となるほか、使い勝手が悪い。</li> <li>○ 築50年の歴史ある建物を大事に使い続けるか、又は現時点で機能を果たしておらず撤去するしかないのか検討する必要がある。</li> </ul>
免震装置	

(2) 建替えについて

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公会堂を解体し、跡地に新庁舎を建設する。</li> <li>○ 庁舎規模は、9,000㎡～15,000㎡を想定する。</li> <li>○ 公会堂の代替機能を新庁舎内又は現庁舎跡地に設ける案等についても検証を行った。</li> </ul>
<p>事業費</p>	<p>40.9～66.1億円 (消費税5%、各種設計・調査費用等を含み、地盤改良費を含まない。)</p>
<p>検討委員会 で出された 意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公会堂の位置へ新庁舎を建設するのが望ましい。</li> <li>○ 景観も踏まえて尾道市にふさわしい庁舎づくりを望む。</li> <li>○ 市庁舎の中に観光客と市民が多目的に利用できる機能を計画して欲しい。</li> <li>○ 庁舎の規模について、働きやすさ、使いやすさに配慮した上で、コンパクトなものとする。</li> <li>○ 分散した部署の本庁舎への集約に当たっては、教育委員会の独立性や業務の関連性を検討の上で行うこと。</li> <li>○ 会議室、議場等は、多目的に利用できるよう工夫すること。</li> <li>○ 今回の整備は庁舎に集中し、公会堂代替機能については時間をかけて検討すれば良い。</li> <li>○ 駐車場は、公会堂行事が開催される日以外は足りている。</li> <li>○ 駐車場は、現状は不足がちであり、多くあったほうが良い。</li> <li>○ 合併特例債の有利性が市民に伝わっていないので、広報する必要がある。</li> </ul>



断面イメージ



※T.P.は東京湾の平均海面水位

(3) 建替えの場合の建設地について

	現庁舎位置	公会堂位置	別敷地
費用(億円)	50.4 ~ 74.4	38.9 ~ 62.9	47.9 ~ 71.9
仮設庁舎	必要 ・建設等に10.5億円 ・合併特例債の適用外	不要	不要
用地確保	仮設庁舎用地 ・使用料に2.0億円 ・合併特例債の適用外	来庁者駐車場 ・工事期間中において、来庁者駐車場の確保が必要になる場合がある。 ・使用料に0.5億円	新庁舎用地 ・用地費に10.0億円 ・合併特例債は適用 ※用地費は場所を想定せず概算で算出 (10万円×1万㎡)
事業期間の見通し	不確実 ・仮設庁舎用地借用の困難性	容易	不確実 ・新庁舎用地取得の困難性 ・建設規制への対処
公会堂	廃止不要	廃止	廃止不要
その他	・仮設庁舎建設に代えて支所等への分散配置も考えられるが、利便性及び業務効率の悪化が予想される。	・現庁舎の跡地に親水空間を活かした広場等の設置が検討できる。	・現庁舎の跡地の活用又は売却を検討できる。
事務局説明	<p>次の理由により、公会堂位置への建替えを提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公会堂(昭和38年建設)は、建設から50年が経過し、耐震診断は行っていないが、今後、長期間の使用は困難と考えている。</li> <li>・近隣には、しまなみ交流館(690席)及び市民センター向島(400席)のホールがある。</li> <li>・公会堂は、音響など、設備的に十分な施設でない。</li> <li>・しまなみ交流館の収容人員を上回る690席以上の利用が年間10~20件程度(内、ホールでなければ開催できない行事はその半分以下)である。</li> <li>・現敷地が地理的に尾道市の中心地であり、これまでの歴史の中で、現地で親しまれてきたことや、現地に市庁舎があることを踏まえて街づくり、中心市街地の活性化等について取り組んできている。</li> </ul>		
委員からの意見	<p>次の意見が出され、公会堂位置へ建設する案を検討することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転先の選定が困難な状況や費用面を考えると、公会堂を撤去し、新庁舎を建設する案が適当である。</li> <li>・市役所と市民が一体となって市役所のあるべきイメージや機能を検討していく必要がある。</li> <li>・新庁舎はコンパクトにして、建設費・維持費を低減すべき。</li> <li>・市庁舎は市民の顔となる事を念頭に置き、検討する事が重要である。</li> <li>・公会堂は相当古く、耐久性を考慮すると、今後も継続して利用できるか疑問である。</li> <li>・公会堂の代替施設を検討すべきである。</li> </ul>		

(4) 検討委員会 答申

平成26年2月3日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市庁舎整備検討委員会  
会長 川田 一義

尾道市庁舎の整備方針について（意見書）

尾道市庁舎の整備方針に関する尾道市庁舎整備検討委員会としての見解を意見書として取りまとめました。今後貴市が計画を進めるに当たっては、意見書の内容にご留意いただき、永く市民から愛される庁舎となることを祈念します。

記

1 尾道市庁舎の整備方針

- (1) 尾道市庁舎は耐震性能が低く、大地震により倒壊又は崩壊の危険性が高いことから、防災拠点にふさわしい耐震性能を早急に確保するため、庁舎整備が急がれる。その中で、現庁舎の本館棟は建築から53年が経過しており、また、増築棟は耐震強度が著しく低いことから、耐震改修を行っても長期にわたる使用は困難であると見込まれるため、現庁舎を解体し、早期に新庁舎を建設することが適当である。
- (2) 新庁舎は、次の理由から、尾道市公会堂を解体した跡地に建設することが適当である。
  - ア 現在地が尾道市の地理的な中心であるとともに、本庁舎が現在地にあることを前提としてまちづくりを行ってきたこと。
  - イ 他の場所へ移転をする場合は、用地の選定、取得等に相当の時間を要することが見込まれ、合併特例債を活用するための時間的制約を考慮する必要があること。
  - ウ 尾道市公会堂は、建築から50年が経過しており、今後長期間の使用は困難であると見込まれることに加え、他のホールで代替できない大規模な利用が少ないこと。
  - エ 尾道市公会堂の跡地を活用することで仮設庁舎の建設等が不要になり、庁舎整備に要する費用を大きく節減できること。

2 庁舎整備に係る附帯意見

- (1) 新庁舎の規模は、市民の使いやすさ、職員の働きやすさに配慮した上で、コンパクトなものとすることが望ましい。
- (2) 尾道市公会堂の代替機能は、その可否を含め広く意見を聴いた上で、時間をかけて検討することが望ましい。
- (3) 庁舎整備の詳細を検討するに当たっては、尾道市庁舎整備検討委員会が出された上記以外の意見についても参考とするとともに、パブリックコメントの実施などにより、さらに市民の意見を取り入れながら進めることが望ましい。

### Ⅲ 尾道市新本庁舎整備事業の経過

耐震診断（震度6強で崩壊の危険性が高い）	H24.6～H25.2
庁舎等整備検討業務委託（NTTファシリティーズ）	H25.5～H26.3
尾道市庁舎整備検討委員会	H25.7～H26.1
尾道市庁舎整備検討委員会（答申）	H26.2
市長による出前講座	H26.4～8
尾道市庁舎整備基本構想（素案）の策定	H26.6
市議会 庁舎整備調査特別委員会 （H26.9は、新市建設計画変更特別委員会）	H25.9～H27.4 H29.7～
新市建設計画変更（新庁舎建設）、公会堂廃止条例制定	H26.9
広報紙・ホームページによる意見募集	H26.9～
尾道市庁舎整備基本構想（素案）パブリックコメント	H26.10～11
レイアウト検討業務委託（岡村製作所）	H26.11～H29.3
基本・実施設計業務委託プロポーザル	H26.12～H27.3
出前講座（職員対応）	H27.4～7
基本設計業務委託（日建設計）	H27.4～H28.6
新本庁舎平面計画案パブリックコメント	H28.8～9
実施設計業務委託（日建設計）	H28.7～H29.3
市庁舎新築・公会堂の解体計画に関する住民投票条例 制定請求書受理	H27.12.24
市議会臨時会	H28.1.13
市議会臨時会 住民投票条例案否決	H28.1.15
公会堂廃止	H28.3
公会堂解体撤去工事	H28.4～H28.11
本庁舎建設工事入札	H29.5～7
分庁舎解体・跡地整備工事	H29.6～9
現庁舎インフラ敷設替工事	H29.6～10
市議会 庁舎整備調査特別委員会	H29.6～
本庁舎建設工事（旧庁舎解体・跡地整備工事含む。）	H29.9～R2.8

## IV 尾道市新本庁舎の事業費の推移

### 1 事業費の推移

(金額単位：億円)

		H26.6 基本構想	H28.7 基本設計	H29.4 実施設計	H29.7 契約	R3.3 事業完了
庁舎規模 (㎡) (うち地下駐車場)		12,700 + α	14,340 (2,577)	14,497 (2,585)		
新本庁舎建設工事費		53.1 + α	80.80	77.69	59.17	63.83
解体・ 外構 整備 費	旧本庁舎		2.06	1.67	1.67	1.66
	分庁舎					
	公会堂					
	久保駐車場					
設計・監理委託費		6.8	2.42	2.80	2.80	2.70
備品購入費、移転費			2.95	4.00	4.00	4.38
合 計		59.9 + α	88.23	86.16	67.64	72.57

※ 基本構想中の「+ α」は、市民交流、観光振興、テナント等に活用する部分

### 2 新本庁舎整備に係る財源

(金額単位：億円)

合併特例債	63.64	うち一般財源 19.09
庁舎整備基金	5.73	5.73
社会資本整備総合交付金	1.40	0
一般財源	1.80	1.80
合 計	72.57	(合計) 26.62

## V 基本構想・基本設計での市民の意見の反映

### 1 市民代表・有識者による検討委員会の開催（H25.9～H26.2）

- ・市内団体から選出された市民10人及び有識者4人で構成する尾道市庁舎整備検討委員会において、庁舎の整備方針（耐震改修又は建替え）を検討し、市長へ意見書を提出

### 2 市長による出前講座（H26.4～8）

- ・市長が地域の会合、各種団体の総会等へ出席し、庁舎の整備方針を説明
- ・50か所以上、2,000人以上を対象

### 3 職員による出前講座（H27.4～7）

- ・市職員が地域の会合、各種団体の総会等へ出席し、庁舎の整備方針の説明及び意見募集のお願い
- ・10か所以上、400人以上を対象

### 4 広報紙・ホームページによる意見募集（H26.9～）

- ・新庁舎に盛り込みたい施設、機能など  
（グループ・団体・企業等によるイベント・会合の開催、作品の展示、発表会の開催、町内会・NPO等の活動拠点、花火会場としての魅力向上など）
- ・応募人数12人、12件の意見

### 5 本庁舎整備基本構想（素案）に係るパブリックコメント（H26.10～11）

- ・検討過程、新庁舎の目指すべき姿を記載した基本構想（素案）に対するパブリックコメントを実施
- ・応募人数14人、64件の意見

### 6 新庁舎平面計画（基本設計）に係るパブリックコメント（H27.8～9）

- ・基本設計の途中で平面計画に対するパブリックコメントを実施
- ・応募人数80人、285件の意見

## VI 議会での検討経過

開催月	回次	議 題
H25. 9		○ 庁舎整備調査特別委員会設置 (定員：10人)
H25. 9～ H26. 2	1～4	○ 尾道市庁舎整備検討委員会の開催状況の説明
H26. 3	5	○ 参考人招致 (広島工業大学 荒木秀夫教授)
H26. 4	6～8	○ 検討テーマについて、理事者と質疑応答
H26. 5	9	○ 参考人招致 (広島大学 岡河貢准教授、日比野陽准教授)
	10	○ 参考人招致 (元近畿大学 在永末徳工学博士)
H26. 6	11	○ 参考人招致 (京都工芸繊維大学 松隈洋教授) ○ 検討テーマについて、理事者と質疑応答
	12	○ 検討テーマについて、理事者と質疑応答
H26. 7	13	○ 理事者から庁舎整備基本構想 (素案) についての説明 ○ 検討テーマについて、委員間の意見交換
	14	○ 検討テーマについて、委員間の意見交換
	15	○ 検討テーマについて、委員間の意見交換
H26. 9		○ 新市建設計画変更特別委員会に名称変更 (定員：議長を除く全議員)
	1	○ 正副委員長の辞任と互選
	2～3	○ 新市建設計画の変更、本庁舎設計予算等の審査 ○ 庁舎整備調査特別委員会に名称変更 (定員：10人)
H26. 11	1	○ 庁舎整備に係る提言素案について、委員間の意見交換
	2	○ 理事者からパブリックコメントの実施結果についての説明 ○ 庁舎整備に係る提言素案について、委員間の意見交換
H26. 12	3	○ 庁舎整備に係る提言 (中間報告) を確認
		○ 本会議において、庁舎整備調査特別委員会の中間報告
H27. 4		○ 尾道市議会議員の任期満了に伴い、消滅

開催月	回次	議 題
H29.6	1	○ 庁舎整備調査特別委員会設置（定員：10人）
H29.7	2	○ 新庁舎の整備状況説明 ※ 本庁舎だけでなく、因島総合支所及び御調支所の新庁舎整備についても特別委員会の対象とする。
H29.8～ 9	3～7	○ 新本庁舎整備に関する質疑応答 ○ 新本庁舎建設工事契約議案の審議、採決
H29.12	8	○ 因島総合支所新庁舎整備に関する質疑応答 ○ 因島総合支所新庁舎建設工事契約議案の審議、採決
H30.2	9	○ 新本庁舎変更契約議案の審議、採決
H30.4	10	○ 御調支所新庁舎整備に関する質疑応答 (議決案件ではないため、議案の審議等はなし)
H30.6	11	○ 各新庁舎整備状況の報告
H30.12		○ 庁舎整備調査特別委員会 新本庁舎現場視察
H31.4		○ 尾道市議会議員の任期満了に伴い、消滅
R1.6	1	○ 庁舎整備調査特別委員会設置（定員：10人）
R1.6	2	○ 財産取得議案の審議、採決
R1.9	3	○ 新本庁舎変更契約議案の審議、採決

# 廿日市市宮島町 伝統的建造物群保存地区 参考資料

